

第81回

定時株主総会招集ご通知

日時



2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前8時45分）

場所



東京都大田区羽田空港三丁目3番2号
第1旅客ターミナルビル 6階
「ギャラクシーホール」

議案



第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

目次	第81回定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	事業報告	20
	連結計算書類	44
	計算書類	46
	監査報告	48

●ご来場をされる株主様へ●

・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

日本空港ビルデング株式会社

証券コード：9706

株主各位

証券コード 9706
2025年6月11日

東京都大田区羽田空港三丁目3番2号

日本空港ビルデング株式会社

代表取締役社長 **田中 一仁**

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第81回定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第81回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/ir/stock_information/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株式会社東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項または株主様にご送付している招集ご通知（本書類）に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前8時45分）
2 場 所	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル 6階「ギャラクシーホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 11名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額改定の件

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の定めにより、次の事項を記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・「連結株主資本等変動計算書」
 - ・「連結注記表」
 - ・「株主資本等変動計算書」
 - ・「個別注記表」
- 代理人により議決権を行使される場合、当社定款第18条の規定により、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、

会場受付にご提出ください。

また、当日は資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、

2025年6月25日(水曜日) 午後5時30分までに
到着するようにご返送ください。

なお、議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、

2025年6月25日(水曜日) 午後5時30分までに
議案に対する賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせ
ください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9:00～21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00～17:00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力は不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

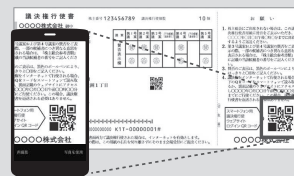
- (2) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2025年6月25日(水曜日)午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは 1回に限り 議決権を行使できます。

◎株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化に意を用いつつ、継続的かつ安定的な配当をすることを基本方針としておりますが、当期の期末配当金につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 55円 総額 5,122,470,320円 なお、中間配当として金35円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき金90円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 定款変更案第22条及び第24条について

最適な経営体制の構築を可能とするため、現行定款第22条及び第24条を変更するものです。

- (2) 定款変更案第30条について

経営責任の明確化や、コーポレートガバナンス強化の観点から、相談役制度を廃止するものです。

- ### (3) 条数の整備等

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第21条（条文省略） （代表取締役及び役付取締役）	第1条～第21条（現行どおり） （代表取締役）
第22条　取締役会は、その決議によって、取締役 （監査等委員である取締役を除く。）の中から取締 役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専 務取締役及び常務取締役若干名を定めることがで きる。	第22条（削除）
２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、 取締役社長、取締役副社長及び専務取締役の中か ら代表取締役を選定する。	取締役会は、その決議によって、 <u>取締役</u> の中か ら代表取締役を選定する。
第23条（条文省略）	第23条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集及び通知) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集しその議長となる。 <u>2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> <u>3 (条文省略)</u> 第25条～第29条 (条文省略) (相談役) 第30条 当社は、取締役会の決議により相談役を置くことができる。 <u>2 相談役は、取締役会に出席し意見を述べることができる。</u> 第31条～第38条 (条文省略)	(取締役会の招集及び通知) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会で予め定めた取締役がこれを招集しその議長となる。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u> (削除) <u>2 (現行どおり)</u> 第25条～第29条 (現行どおり) (削除) (削除) 第<u>30</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名
選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				
1	た なか 田中	かず ひ と 一仁	再 任		
2	こ やま 小山	よう こ 陽子	再 任		
3	ふじ の 藤野	たけし 威	再 任		
4	まつ だ 松田	けい し 圭史	再 任		
5	き むら 木村	けい し 恵司	再 任	社 外	独 立
6	ふく ざわ 福澤	いち ろう 一郎	再 任	社 外	
候補者 番号	氏 名				
7	かわ また 川俣	ゆき ひろ 幸宏	再 任	社 外	独 立
8	さい とう 斎藤	ゆう じ 祐二	再 任	社 外	
9	す どう 須藤	おさむ 修	新 任	社 外	独 立
10	た ぐち 田口	しげ ゆき 繁敬	新 任		
11	じん ぐう じ 神宮寺	いさむ 勇	新 任		
再 任	再任取締役候補者		新 任	新任取締役候補者	
			社 外	社外取締役候補者	
			独 立	東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者	

候補者番号

1

た なか かず ひと
田 中 一 仁

(1965年3月8日生)

所有する当社の株式の数…………… 16,100株



再 任

【略歴、地位及び担当】

1987年 4 月 当社入社
2011年 6 月 当社執行役員 経営企画本部経営企画室長
2013年 6 月 当社常務執行役員 経営企画本部経営企画室長
2014年 7 月 当社常務執行役員 経営企画本部副本部長、管理本部副本部長
2015年 6 月 当社常務取締役執行役員 経営企画本部長
2020年 6 月 当社専務取締役執行役員
2023年 6 月 当社取締役副社長執行役員
2025年 5 月 当社代表取締役社長（現任）

〔担当〕 取締役会議長、経営会議議長、経営管理委員会委員長、グループ経営会議議長、
コンプライアンス推進委員会委員長、サステナビリティ委員会委員長、リスク管理委員会委員長

取締役候補者とした理由

田中一仁氏につきましては、これまで経理及び経営企画等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

こ やま よう こ
小 山 陽 子

(1968年1月12日生)

所有する当社の株式の数…………… 8,900株



再 任

【略歴、地位及び担当】

1992年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社常務執行役員 経営企画本部副本部長
2017年 7 月 当社常務執行役員 事業開発推進本部副本部長
2017年 8 月 羽田みらい開発株式会社社外取締役（現任）
2019年 4 月 熊本国際空港株式会社社外取締役（現任）
2019年 7 月 当社常務執行役員 事業開発推進本部副本部長、旅客ターミナル運営本部副本部長
（施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室担当）
2020年 6 月 当社常務取締役執行役員
2023年 6 月 当社専務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 事業開発推進本部長、旅客ターミナル運営本部長（施設管理グループ担当）、社長特命事項担当

【重要な兼職の状況】

羽田みらい開発株式会社社外取締役
熊本国際空港株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

小山陽子氏につきましては、これまで経営企画及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ふじの
藤野

たけし
威

(1968年1月3日生)

所有する当社の株式の数…………… 7,300株



再任

【略歴、地位及び担当】

1991年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社執行役員 国際線事業部長
2016年 6 月 当社常務執行役員 運営本部副本部長
2020年 6 月 当社上席常務執行役員 旅客ターミナル運営本部副本部長、
事業開発推進本部副本部長
2021年 6 月 当社上席常務執行役員 営業推進室担当、事業開発推進本部副本部長、
旅客ターミナル運営本部副本部長
2022年 6 月 当社上席常務執行役員 営業推進室担当、
事業開発推進本部副本部長（新規事業等担当）、
旅客ターミナル運営本部副本部長（リテール等営業担当）
2023年 6 月 当社専務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 事業開発推進部長（新規事業等担当）、
旅客ターミナル運営本部長（リテール営業グループ担当）、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

藤野 威氏につきましては、これまで営業及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

4

まつだ
松田

けいし
圭史

(1972年3月19日生)

所有する当社の株式の数…………… 4,500株



再任

【略歴、地位及び担当】

1994年 4 月 当社入社
2019年 6 月 当社執行役員 企画管理本部経理・経営企画グループ統括部長、業務改革室長、
旅客ターミナル運営本部施設管理グループ施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室長
2020年 6 月 当社執行役員 企画管理本部経理・経営企画グループ統括部長、
旅客ターミナル運営本部施設管理グループ統括部長、
施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室長
2022年 6 月 当社執行役員 企画管理本部 経理・経営企画グループ統括部長、施設計画室長、
事業開発推進本部統括部長
2023年 6 月 当社常務取締役執行役員（現任）

〔担当〕 企画管理本部副本部長（経理・経営企画グループ担当）、
事業開発推進本部副本部長（事業開発全般担当）、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

松田圭史氏につきましては、これまで経営企画、施設及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

5

きむら

けいじ

木村 恵司 (1947年2月21日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



【略歴、地位及び担当】

1970年 5 月 三菱地所株式会社入社
2005年 6 月 三菱地所株式会社代表取締役社長
2011年 4 月 三菱地所株式会社代表取締役会長
2016年 6 月 三菱地所株式会社取締役会長
2017年 4 月 三菱地所株式会社取締役
2017年 6 月 三菱地所株式会社特別顧問（現任）
2018年 6 月 株式会社マツモトキヨシホールディングス（現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー）社外取締役（現任）
2019年 6 月 一般社団法人日本ビルデング協会連合会会長（現任）
2019年 6 月 当社社外取締役（現任）

再任

社外

独立

【重要な兼職の状況】

三菱地所株式会社特別顧問
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役
一般社団法人日本ビルデング協会連合会会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木村恵司氏につきましては、過去に不動産事業等を営む会社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

ふくざわ

いちろう

福澤 一郎 (1961年4月14日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



【略歴、地位及び担当】

1989年 10 月 全日本空輸株式会社入社
2019年 6 月 ANAホールディングス株式会社取締役執行役員
2020年 4 月 ANAホールディングス株式会社取締役常務執行役員
2021年 4 月 ANAホールディングス株式会社取締役専務執行役員
2022年 4 月 ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員
2022年 4 月 全日本空輸株式会社代表取締役副社長執行役員
2022年 6 月 当社社外取締役（現任）
2024年 4 月 ANAホールディングス株式会社顧問
2024年 6 月 ANAホールディングス株式会社常勤監査役（現任）
2024年 6 月 全日本空輸株式会社監査役（現任）

再任

社外

【重要な兼職の状況】

ANAホールディングス株式会社常勤監査役
全日本空輸株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

福澤一郎氏につきましては、過去に航空運送事業を営む会社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

かわ また ゆき ひろ
川 俣 幸 宏

(1964年2月10日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



再 任

社 外

独 立

【略歴、地位及び担当】

1986年 4 月 京浜急行電鉄株式会社入社
2016年 6 月 京浜急行電鉄株式会社取締役
2019年 6 月 京浜急行電鉄株式会社取締役常務執行役員
2022年 4 月 京浜急行電鉄株式会社取締役社長（代表取締役）社長執行役員（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

京浜急行電鉄株式会社取締役社長（代表取締役）社長執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川俣幸宏氏につきましては、交通事業や不動産事業等を営む会社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

さい とう ゆう じ
斎 藤 祐 二

(1964年9月26日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



再 任

社 外

【略歴、地位及び担当】

1988年 4 月 日本航空株式会社入社
2019年 4 月 日本航空株式会社執行役員 経営管理本部長
2021年 4 月 日本航空株式会社常務執行役員 経営企画本部長、経営管理本部長
2023年 4 月 日本航空株式会社専務執行役員 経営企画本部長、グループCFO
2023年 6 月 日本航空株式会社取締役専務執行役員 経営企画本部長、グループCFO
2024年 4 月 日本航空株式会社代表取締役副社長執行役員 グループCFO（現任）
2024年 6 月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

日本航空株式会社代表取締役副社長執行役員 グループCFO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

斎藤祐二氏につきましては、航空運送事業等を営む会社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

9

す どう
須藤

おさむ
修

(1952年1月24日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



新任

社外

独立

【略歴、地位及び担当】

1980年 4 月 弁護士登録
1983年 4 月 東京八重洲法律事務所パートナー
1993年 4 月 あさひ法律事務所創設・パートナー
1999年 6 月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー
2016年 5 月 須藤総合法律事務所開設・パートナー（現任）
2016年 6 月 株式会社プロネクサス社外監査役（現任）
2016年 6 月 京浜急行電鉄株式会社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

須藤総合法律事務所パートナー
株式会社プロネクサス社外監査役
京浜急行電鉄株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

須藤 修氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

10

た ぐち
田口

しげ ゆき
繁敬

(1956年2月4日生)

所有する当社の株式の数……………

6,700株



新任

【略歴、地位及び担当】

1978年 4 月 日本航空株式会社入社
2008年 4 月 日本航空株式会社福岡空港支店長（兼）株式会社JALスカイ九州代表取締役社長
2010年 6 月 東京国際空港ターミナル株式会社取締役
2010年 8 月 東京国際空港ターミナル株式会社常務取締役
2016年 6 月 当社常務執行役員
2017年 6 月 当社専務執行役員
2018年 6 月 当社上席専務執行役員（現任）

【担当】業務改革室担当、デジタル事業推進室担当、企画管理本部長（総務グループ担当）、社長特命事項担当

取締役候補者とした理由

田口繁敬氏につきましては、過去に他社の代表取締役を務め、また、これまで総務及びIT・デジタル等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

11

じん ぐう じ いさむ
神宮寺 勇

(1956年5月18日生)

所有する当社の株式の数…………… 3,200株



新 任

【略歴、地位及び担当】

1979年 4 月 日本航空株式会社入社
2010年 2 月 日本航空株式会社欧州地区支配人室 パリ支店長（兼）パリ営業所長
2016年 7 月 当社常勤顧問
2017年 6 月 当社常務執行役員
2020年 6 月 当社上席常務執行役員
2023年 6 月 当社専務執行役員（現任）

【担当】 企画管理本部長（経理・経営企画グループ担当）

取締役候補者とした理由

神宮寺勇氏につきましては、これまで経理及び経営企画等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 当社は、川俣幸宏氏が取締役社長（代表取締役）社長執行役員を務める京浜急行電鉄株式会社との間に施設管理委託契約等を締結しております。
- (2) 当社は、斎藤祐二氏が代表取締役副社長執行役員を務める日本航空株式会社との間に羽田空港旅客ターミナルビル等に係る賃貸借契約等を締結しております。
- (3) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村恵司、福澤一郎、川俣幸宏、斎藤祐二及び須藤修の5氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
 - ① 木村恵司氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 - ② 福澤一郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
 - ③ 川俣幸宏氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - ④ 斎藤祐二氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、木村恵司氏、川俣幸宏氏及び須藤修氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当該候補者の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、木村恵司、福澤一郎、川俣幸宏及び斎藤祐二の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結しております。当該候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、須藤修氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおり、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な対応が行われていた事実が判明しました。木村恵司氏、福澤一郎氏、川俣幸宏氏、及び斎藤祐二氏は、本件事案について事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会において、ガバナンス及びコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、本件事案の認識後は、徹底した調査、真因の分析及び再発防止策の必要性や重要性を強調する発言を行うなど、その職責を果たしております。

第4号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 岩崎賢二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査体制を強化するため、1名を増員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願い
いたしたいと存じます。
本議案が承認可決されますと監査等委員である取締役の員数は4名になります。
なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号				
1	いわ	さき	けん	じ
	岩	崎	賢	二
			(1955年1月3日生)	所有する当社の株式の数…………… 0株



再 任

社 外

独 立

[略歴、地位及び担当]

1978年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社
2010年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
2014年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2017年 4 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長 東京海上ホールディングス株式会社副社長執行役員
2017年 6 月	東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長 東京海上ホールディングス株式会社取締役副社長
2018年 6 月	一般社団法人 日本損害保険協会専務理事
2022年 6 月	総合警備保障株式会社社外取締役（現任）
2023年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

[重要な兼職の状況]

総合警備保障株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩崎賢二氏につきましては、過去に他社の経営企画等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして当社の業務執行の監査・監督を適切に担うことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

なか じょう
中 條

けん た
謙 太

(1971年9月24日生)

所有する当社の株式の数…………… 3,700株



新 任

【略歴、地位及び担当】

1994年 4 月	当社入社
2016年 7 月	経営企画本部 経営企画部長
2016年 11月	事業開発推進本部 事業開発・航空営業部長（兼） 経営企画本部 経営企画部長
2017年 7 月	事業開発推進本部 空港事業部長（兼）国内線空港事業課長事務取扱（兼） 事業開発部長
2020年 6 月	当社執行役員 事業開発推進本部統括部長、 旅客ターミナル運営本部リテール営業グループ統括部長
2022年 6 月	当社執行役員 旅客ターミナル運営本部リテール営業グループ統括部長
2023年 6 月	当社常務執行役員 旅客ターミナル運営本部リテール営業グループ統括部長（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

中條謙太氏につきましては、これまで経営企画及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして当社の業務執行の監査・監督を適切に担うことが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩崎賢二氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岩崎賢二氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、岩崎賢二氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当該候補者の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、岩崎賢二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結しております。当該候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中條謙太氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 事業報告「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおり、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な対応が行われていた事実が判明しました。岩崎賢二氏は、本件事案について事前に認識しておりませんでした。日頃から取締役会において、ガバナンス及びコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行っており、また、本件事案の認識後は、特別調査委員会の委員として、本件事案の事実関係の解明並びに原因分析及び再発防止策の提言を行うなど、その職責を果たしております。

第3号議案及び第4号議案の承認が得られた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位	独立役員	専門性及び経験							
			企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	グローバル	安全・保安	不動産・施設	営業・マーケティング	空港・航空
田中 一仁	代表取締役社長		○	○	○	○				○
小山 陽子	代表取締役専務執行役員					○	○	○	○	○
藤野 威	取締役専務執行役員							○	○	○
田口 繁敬	取締役専務執行役員		○		○	○	○			○
神宮寺 勇	取締役専務執行役員			○		○				○
松田 圭史	取締役常務執行役員			○		○	○	○		○
木村 恵司	社外取締役	○	○			○	○	○		
福澤 一郎	社外取締役		○	○			○			○
川俣 幸宏	社外取締役	○	○				○	○	○	
斎藤 祐二	社外取締役		○	○			○		○	○
須藤 修	社外取締役	○			○					
中條 謙太	取締役監査等委員			○					○	○
柿崎 環	社外取締役監査等委員	○			○					
武田 涼子	社外取締役監査等委員	○		○	○	○				
岩崎 賢二	社外取締役監査等委員	○	○	○					○	

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

なお、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すぎ た よう こ
杉 田 庸 子 (1976年9月18日生) 所有する当社の株式の数……… 0株



社 外
独 立

【略歴、地位及び担当】

1999年 4 月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）東京事務所入所
2004年 1 月	BDO Seidman LLP サンフランシスコ事務所入所
2009年 1 月	アドバンテッジパートナーズ参画
2015年 1 月	フロネシス・パートナーズ株式会社パートナー
2023年 6 月	当社補欠社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年 3 月	株式会社ブルパス・キャピタル パートナー（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ブルパス・キャピタル パートナー
（2025年6月開催予定のシンプレクス・ホールディングス株式会社の定時株主総会にて監査等委員である社外取締役に就任予定）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉田庸子氏につきましては、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である社外取締役に就任された場合にこれらの経験と見識を活かして当社の業務執行の監査・監督を適切に担うことが期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉田庸子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、杉田庸子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
4. 当社は、杉田庸子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。杉田庸子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、2022年6月24日開催の第78回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役48百万円以内）とご承認をいただき、今日に至っております。今般、当社は第3号議案に記載のとおり、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を目的に社外取締役1名の増員を提案しております。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役は5名）となります。

つきましては、取締役の報酬額（年額450百万円以内）は変更せず、社外取締役の報酬額のみを増額し、年額60百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、取締役の報酬枠自体は変更することなく、社外取締役の報酬枠について社外取締役が増員されることに伴い増額するものであって、必要かつ合理的な内容であり、相当であると考えております。また、本議案につきましては、取締役報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、委員長を独立社外取締役が務めかつその過半数を独立社外取締役で構成する当社報酬諮問委員会における審議を経ており、同委員会も、上記の事情も踏まえ妥当であると判断しております。

以上

◎事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

はじめに、今般、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本指針に照らして不適切な対応が行われていた事実が判明しました。株主の皆様やお客様をはじめ、数多くの関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本事案については、客観的かつ徹底的な調査を行うため、2025年3月13日に独立社外取締役である監査等委員3名が主導する特別調査委員会を立ち上げ、外部法律事務所の補助を受けつつ事実解明等の調査を実施し、2025年5月9日に調査報告書を公表いたしました。調査報告書では、代表取締役会長兼CEO及び代表取締役社長執行役員兼COOという、当社の経営トップとしてガバナンスを機能させ、コンプライアンスを推進すべき立場にある者が、いずれも当社のコンプライアンス基本指針に照らして明らかに不適切な対応を行ったと認定されており、経営トップのコンプライアンス意識の欠如とガバナンスの無効化、牽制の欠如と組織風土の問題、経営トップの指名の在り方の問題が指摘されています。

当社グループは、本調査報告書の内容を踏まえ、全力で再発防止策に取り組み、皆様の信頼回復に努めてまいります。

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかに回復していますが、米国の通商政策等による不透明感がみられます。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっています。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があります。

航空業界では、訪日外国人旅客数は過去最高となり、日本人のアウトバウンドや国内線旅客数においても着実な回復が続きました。羽田空港の旅客数は年度を通して堅調に推移し、国内線は前年を上回り、コロナ影響前の2019年（暦年）対比で9割超の水準となりました。国際線は過去最高だった前年を約2割上回りました。

このような中、当社グループは、長期ビジョン“To Be a World Best Airport”の実現に向けて、中期経営計画の各施策を着実に遂行しています。

施設面では、安心・快適で先進的な空港づくりに取り組み、空調機器や照明設備の省エネ対応や、施設・搬送設備の耐震化、防犯設備の更新などを進めました。本年3月には第2ターミナル北側サテライトと本館を接続し、サテライトと本館間のバス移動の必要がなくなったことに加え、ターミナル拡張に伴う移動を支援するサービスとして複数人乗り自動走行モビリティ「iino」を日本で初めて本格導入しました。国内線固定搭乗橋を3か所（5スポット）新設したことにより、ターミナル南側の一部のスポットで行っていた国内線と国際線を時間帯で切り替えるスイング運用を終了し、国際線専用での運用としました。その他、安全対策やCO2削減等の環境対策を含めた施設整備、旅客利便性向上への取り組みに係る運用経費等が増加してい

ることから、本年4月に国内線旅客取扱施設利用料を改定しました。さらに、将来へ向けた投資計画として、第1ターミナル北側サテライト建設工事などを着実に推進しています。

営業面では、国内線では商業区画の再編整備を進め、第1ターミナル地下1階フードコートのリモデルに着手したほか、2階の「特選和菓子館」を改装し、“洗練”と“上質”をテーマにした新店舗「HANEDA STAR & LUXE」を2月にオープンしました。また、人気キャラクターとタイアップした催事や全国各地の自治体と連携したイベントを積極的に展開いたしました。国際線では旺盛なインバウンド需要を取り込むべく、総合免税店のレジ待ち時間短縮を目的としたレジ増設やレイアウト変更を実施するとともに、ブティック店舗の改装・リニューアルを順次行っています。加えて、各店舗の営業時間拡大を進めるとともに、旅客属性（訪日外国人旅客 富裕層等）に見合った商品を豊富に取り揃え潤沢に在庫を確保し、新規ブランドの導入や催事展開を積極的に実施するなど、売上向上に努めました。

なお、羽田空港隣接の「HANEDA INNOVATION CITY」に開設した研究開発拠点「terminal.0 HANEDA」は開業1年を迎えました。前述の「iino」など、羽田空港のさまざまな課題解決に向けた研究開発や実証実験を行っています。

経営基盤の面では、人財が最重要資本と認識し、引き続き、労働生産性向上と待遇改善に取り組み、専門性向上に向けた各種研修プログラムの強化や、インナーブランディング活動“プラスワンプロモーション”等を通じて、「自ら考え挑戦する人財」の活躍、多様な人財が互いを高め合う企業風土の構築を目指しています。DX戦略では、デジタルの力で事業変革を進める「攻めのDX」と、既存業務を効率化する「守りのDX」の2つの視点からDXを推進し、データドリブン経営や業務効率化など、デジタル技術を活用した変革と進化を追求しています。財務戦略では、今後の環境に配慮した設備投資に向けて、グリーンボンドにより120億円の資金調達を実施し、調達の安定性向上、手段の多様化に努めております。

サステナビリティ関連では、放射冷却素材「Radi-Cool」の販売を拡大し、空港だけでなく、鉄道や飲食店舗等、全国各地のさまざまな業界へ展開しています。また、第2ターミナルサテライト接続施設に建材一体型太陽光発電ガラス「サンジュール®」を採用したほか、空港車両のEV（電気自動車）化を推進するべく、EVと充電設備を一体で提供するサービスを羽田空港にて開始するなど、人にも環境にもやさしい空港の実現に向けた取り組みを推進しています。

以上の結果、当連結会計年度の業績については、営業収益は2,699億2千3百万円（前期比24.1%増）となりました。売上増加やターミナル運用の拡大に伴い、営業費用は増加しましたが、国際線売店売上の増加等が牽引し、営業利益は385億5千7百万円（前期比30.6%増）、経常利益は357億2千3百万円（前期比31.2%増）となり、一部の子会社で繰延税金資産を積み増したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は274億7千万円（前期比42.7%増）となりました。

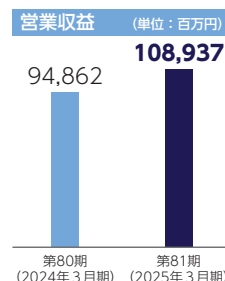
羽田空港旅客ターミナルは、英国SKYTRAX社の“World Airport Star Rating”において、世界最高水準である「5スターエアポート」を11年連続で獲得しました。また、2025年国際空港評価において、空港の清潔さなどを評価する部門（10年連続）、国内線空港総合評価部門（13年連続）、PRM対応部門（7年連続）で世界第1位の評価をいただき、アジア空港の総合評価「Best Airports in Asia」部門で第2位、空

港の総合評価「World's Best Airports」部門で世界第3位を受賞しました。（※ PRMは、Persons with Reduced Mobilityの略で、高齢者、障がいのある方や怪我をされた方の意味。）

今後とも引き続き、当社グループは、社会インフラである旅客ターミナルにおける絶対安全の確立に努めるとともに、利便性・快適性及び機能性の向上を目指し、絶え間ない羽田空港の価値創造と航空輸送の発展に貢献することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

セグメント別の業績は次のとおりです。なお、各事業における売上高はセグメント間の内部売上高を含み、営業利益はセグメント利益に該当します。

施設管理運営業



家賃収入については、事務室賃料や店舗の歩合賃料が増加し、前期を上回りました。

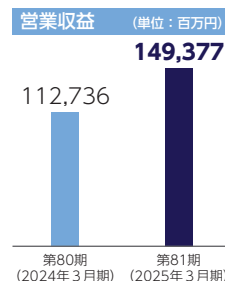
施設利用料収入については、主に国際線旅客取扱施設利用料収入の増加等により、前期を上回りました。

その他の収入については、主に国際線において、直営外貨両替所やラウンジ、広告料等の収入が増加し、前期を大きく上回りました。

費用面では、旅客数の増加や物価上昇に伴う業務委託費等のターミナル維持管理コストや、賃借料（国有財産使用料）等が増加しましたが、収益の増加やその他のコスト抑制に努めたことにより、前期から増益となりました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は 1,089億3千7百万円（前期比 14.8%増）となり、営業利益は 194億9千5百万円（前期比 9.0%増）となりました。

物品販売業



国内線売店売上については、国内線旅客数の増加及び催事展開・MD変更等の施策効果により購買単価が上昇し、前期を上回りました。

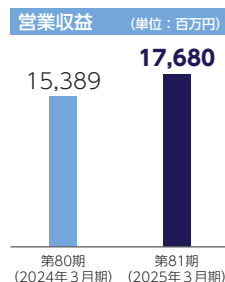
国際線売店売上については、羽田空港や成田空港等での国際線旅客数の増加や、上期における免税売店での購買率・単価の上昇、銀座市中免税店の売上向上により、前期を大きく上回りました。

その他の売上については、訪日外客数の増加に伴い、他空港への卸売上が増加したこと等により、前期を大きく上回りました。

費用面では、売上増に伴い、商品売上原価や業務委託費、他空港店舗の支払家賃等が増加しましたが、売上の増加により営業利益は前期を大きく上回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は 1,493億7千7百万円（前期比 32.5%増）となり、営業利益は 293億8千7百万円（前期比 39.4%増）となりました。

飲食業



飲食店舗売上については、旅客数の増加のほか、前年に休業や時短営業をしていた店舗の営業を正常化したこと等により、前期を上回りました。

機内食売上については、羽田、成田における外国航空会社の旅客数の増加により、前期を上回りました。

その結果、飲食業の営業収益は 176億 8 千万円（前期比 14.9%増）となり、人件費の増加や食材価格高騰の影響を受けながらも、営業利益は 5 億 7 千 9 百万円（前期比 790%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は 184億 1 千 9 百万円で、その主なものは、第 2 ターミナル北側サテライトー本館接続工事であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達としては、経常的な資金調達に加え、照明設備のLED化や空調設備の更新・効率化及び第 1 ターミナル北側サテライトの木造木質化の新規投資などの環境に配慮した設備投資に充当することを目的として、総額120億円の無担保普通社債（グリーンボンド）を発行しました。

4. 対処すべき課題

当社は、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本指針に照らし、不適切な対応が行われていた事実が判明した事案について、株主の皆様やお客様をはじめとした関係者の皆様の信頼を取り戻すため、二度と同様の問題を繰り返さないよう、再発防止策の徹底に全力で取り組んで参ります。具体的には、2025年 5 月 9 日に公表しました調査報告書記載のとおり、経営体制の見直し、最高経営責任者の後継者育成計画の策定及び指名プロセスの透明化、指名諮問委員会の在り方の見直し、経営トップへの牽制機能の強化及び組織風土の改革といった各再発防止策について、速やかに検討・実行してまいります。

羽田空港におきましては、首都圏空港の機能強化として2020年3月に国際線の発着枠が約1.4倍に拡大され、当社グループでは発着枠拡大に対応する施設整備を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減退した航空需要は段階的に回復し、当連結会計年度末時点で羽田空港の旅客数は、発着枠拡大後の計

画値の9割超まで回復しております。

当社グループにおいては、利益成長を牽引してきた羽田国際線事業において、国際線旅客数の増加余地が限られる中で、ターミナルの拡張や物価上昇に伴う運営コストの増加を吸収しながら、持続的に利益成長を実現することが、今後の課題と認識しています。また、訪日外国人の旅行消費額は過去最高を更新し、国内旅行も堅調に推移していますが、中国経済の低迷、米国における通商政策の動向、為替変動などが、今後の消費動向に与える影響に注視が必要な状況です。

このような中、当社グループは中期経営計画「To Be a World Best Airport 2025～人にも環境にもやさしい先進的空港2030に向けて～」において、2030年に目指す姿から2025年度の目標を設定し、サステナビリティを戦略推進の中核として、空港事業の成長、再成長土台の確立、収益基盤の拡大、経営基盤の強化に取り組んでおります。

ターミナル運営においては、2030年の訪日外客数6,000万人の政府目標に向けた空港インフラ機能強化の一環として、第2ターミナル北側サテライトと本館との接続施設を本年3月に供用開始しました。北側サテライトと本館間のバス移動が不要になり、国内線固定搭乗橋を3か所（5スポット）新設したことで、ターミナル南側で行っていた国内線と国際線を時間帯で切り替えるスイング運用を終了し、国際線専用での運用としました。さらに、2026年度に完成予定の第1ターミナル北側サテライトでは、建物のライフサイクル全体を通じた環境負荷の低減を図るとともに、ZEB Orientedの認証を取得し、空港脱炭素化の推進に寄与してまいります。

（ZEBはNet Zero Energy Buildingの略称で、ZEB Orientedは快適なターミナル施設の環境を実現しながら、年間の一次エネルギー消費量を30%以上低減する建物）

また、航空会社や東京空港交通株式会社と連携して昨年4月に導入したランプバス配車システム「RBAS（アルバス）」をはじめ、空港全体の最適化を目指す「トータル・エアポート・マネジメント」を、関係各所と一体となって実現していきます。

物価上昇に伴いターミナルの維持管理運営コストは上昇していますが、ロボット等の技術活用やオペレーションの見直しを継続して、生産性の向上を図ります。その上で、コストや設備投資額の上昇をサービス価格へ適切に反映することに加え、広告やラウンジなどの収益力を強化して、高品質と利益向上の両立を目指します。

営業面では、インバウンドの増加により免税店の売上が好調ですが、為替等の市況の変化により、足元では購買動向に変化が見られます。円高進行や中国経済の減速により、ラグジュアリー商品の売上は減少傾向にありますが、為替や景気の影響が比較的小さい総合免税店において売上利益の確保に努めています。引き続き、免税エリアの店舗リニューアルや、RFID（Radio Frequency Identification（無線周波数識別）電磁波を用いて無線でデータの読み取りを行い、モノの識別や管理を行うシステム）の導入及びレイアウト変更等の混雑対策を実施し、旅客当たりの単価向上に向けた施策を推進します。さらに、消費動向の変容に対応すべく、羽田空港公式アプリに導入した「HANEDAポイント」等により、One to Oneマーケティングを強化し、顧客ニーズの発掘に取り組めます。

また、旅客に依存しない収益の獲得に向けて、基幹システム開発等の整備を進めてきたEC事業の収益拡大を図るほか、本年1月に開始した羽田空港車両における連絡車のEV化サービスなど、羽田の価値・ネットワークや空港運営ノウハウを活用した、新しい事業の研究・開拓を推進します。

これらを支える経営基盤として、人的資本への投資を進め、待遇改善に加えて、専門職制度や副業・兼業制度を導入するなど、多様な人財が活躍するための環境を整備しています。また、インナーブランディング活動“プラスワンプロモーション”を通じて、自ら考え挑戦する企業風土を構築してまいります。財務面では、コロナ禍で傷んだ財務基盤の強化に努めてまいりました。2025年度はハイブリッドローンへの対応も含めて、多様な資金調達手段を検討いたします。DX分野では、空港内の人流などのあらゆる情報を集約してデータベース化するべく、機能設計や機器の導入を進めました。これらを活用して、空港内機能及びサービスの高度化やデータドリブン経営を推進します。

企業価値の向上については、羽田空港の航空便数が発着枠の上限に近づく中で、収益性や資本効率の向上に全社一体で取り組み、次期中期経営計画において成長戦略を具体化してお示しします。また、利益還元では、当社株主による政策保有株式縮減に伴う株式需給悪化懸念に対応するための自己株式の取得等も含めて、資本政策と併せて株主還元方針を検討してまいります。

今後も当社グループは、空港法に基づく羽田空港の旅客ターミナルを建設、管理・運営する空港機能施設事業者としての責務を果たすべく、国土交通省や航空会社をはじめとする関係者と連携し、コロナ禍での学びを活かしつつ、グループ一丸となって旅客ターミナルの利便性・快適性及び機能性の向上を目指し、顧客第一主義と絶対安全の確立に努めます。そして、2030年の訪日外客数6,000万人の政府目標に向けて拡大する訪日需要を捉えて収益性を向上し、絶え間ない羽田空港の価値創造と航空輸送の発展に貢献することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第78期 2021年度	第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 2024年度
営業収益	(百万円)	57,057	113,050	217,578	269,923
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△43,861	△12,064	27,225	35,723
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	(百万円)	△25,217	△3,901	19,255	27,470
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△270.75	△41.89	206.75	295.61
総資産	(百万円)	463,878	446,955	460,423	469,955
純資産	(百万円)	156,009	140,951	166,036	198,347
1株当たり純資産	(円)	1,655.32	1,613.62	1,805.67	2,019.12

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第78期 2021年度	第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 2024年度
営業収益	(百万円)	53,166	88,212	143,354	171,658
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△4,485	9,156	17,269	16,185
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△4,385	5,308	11,178	11,200
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△47.09	57.00	120.02	120.52
総資産	(百万円)	296,480	306,436	327,636	346,384
純資産	(百万円)	139,115	143,571	151,944	154,487
1株当たり純資産	(円)	1,493.67	1,541.52	1,631.42	1,664.66

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
東京エアポートレストラン株式会社	990	60.48	飲食店舗運営
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	490	67.50	空港型市中免税店舗運営
株式会社羽田未来総合研究所	200	100.00	既存の空港運営事業のさらなる価値向上、新規事業モデルの開発、シンクタンク機能
コスモ企業株式会社	180	99.91	機内食製造販売
国際協商株式会社	150	100.00	食品及び雑貨の卸売
株式会社日本空港ロジテム	150	100.00	商品の運送業及び配送業
株式会社ビッグウイング	150	100.00	広告の企画、管理及びイベントの企画、運営
日本空港テクノ株式会社	150	100.00	空港ターミナル施設等の保守管理、環境管理（清掃・植栽）及び請負工事
東京国際空港ターミナル株式会社	100	51.00	羽田国際線旅客ターミナルビル及び国際線駐車場における整備・運営事業
Air BIC株式会社	100	51.00	家電販売店舗運営
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	50	100.00	物販店舗運営
羽田エアポートセキュリティ株式会社	50	100.00	空港ターミナル施設等の警備及び駐車場管理
羽田旅客サービス株式会社	50	100.00	空港利用者への情報提供及びバス等の乗車券販売
羽双（成都）商貿有限公司	300	100.00	物品販売（成都双流国際空港内）
LANI KE AKUA PACIFIC,INC.	420万米ドル	100.00	飲食業
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社 (注)	50	100.00 [100.00]	航空運送事業に係る旅客ハンドリング及びランプハンドリング

(注) 当社の議決権比率の〔 〕内は、間接所有で内数であります。日本空港テクノ株式会社が所有しております。

7. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

(1) 施設管理運営業

- ① 羽田空港における旅客ターミナルビルの建設、管理運営
- ② 羽田空港における航空運送事業者及び空港構内営業者に対する事務室、店舗、作業場等の賃貸並びに駐車場業
- ③ 羽田空港における旅客ターミナルビルの保守・営繕及び清掃・警備
- ④ 羽田空港及び成田空港の利用者に対するサービス等の提供

(2) 物品販売業

- ① 羽田空港、成田空港、関西空港、中部空港等における航空旅客等に対する商品販売
- ② 全国各空港のターミナルビル会社等に対する商品卸売
- ③ 上記に付随する商品の運送、倉庫管理、通関業等

(3) 飲食業

- ① 羽田空港、成田空港等における飲食店業及び軽食の製造販売
- ② 羽田空港及び成田空港における国際線航空会社に対する機内食の製造販売及び冷凍食品の製造販売

8. 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

会社名	事業所及び所在地
当 社	本社（東京都大田区羽田空港三丁目3番2号（羽田空港内））、東京事務所（東京都千代田区）、成田営業所（千葉県成田市）、大阪営業所（大阪府泉南郡）、中部営業所（愛知県常滑市）
東京エアポートレストラン株式会社	本社（東京都大田区）、羽田営業所（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	本社（東京都中央区）
株式会社羽田未来総合研究所	本社（東京都大田区）
コスモ企業株式会社	本社（千葉県成田市）、工場（千葉県成田市）、羽田事業所（東京都大田区）
国際協商株式会社	本社（東京都大田区）、羽田営業所・羽田商品センター（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）、成田商品センター（千葉県山武郡）、大阪営業所（大阪府泉佐野市）、福岡営業所（福岡県福岡市）、中部営業所（愛知県常滑市）
株式会社日本空港ロジテム	本社（東京都大田区）、羽田営業所（東京都大田区）、平和島営業所（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）
株式会社ビッグウイング	本社（東京都大田区）
日本空港テクノ株式会社	本社（東京都大田区）、大手町事業所（東京都千代田区）、箱崎事業所（東京都中央区）、印西グリーンセンター（千葉県印西市）
東京国際空港ターミナル株式会社	本社（東京都大田区）
Air BIC株式会社	本社（東京都大田区）
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	本社（東京都大田区）、羽田国内線営業所（東京都大田区）、羽田国際線営業所（東京都大田区）、成田営業所（千葉県成田市）、大阪営業所（大阪府泉南郡）
羽田エアポートセキュリティ株式会社	本社（東京都大田区）
羽田旅客サービス株式会社	本社（東京都大田区）
羽双（成都）商貿有限公司	本社（中国四川省）
LANI KE AKUA PACIFIC,INC.	本社（米国ハワイ州）
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社	本社（東京都大田区）

（注）日本空港テクノ株式会社の箱崎事業所（東京都中央区）は、2025年4月に閉鎖しております。

9. 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

	使用人数	前期末比増減
施設管理運営業	1,093名	112名増
物品販売業	1,030名	90名増
飲食業	561名	0名増
全社（共通）	187名	9名増
合計	2,871名	211名増

(注) 全社（共通）として記載されている使用人数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

10. 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン（注）	87,384
株式会社日本政策投資銀行	24,288
株式会社みずほ銀行	17,950

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。

2 当社の現況

1. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 288,000,000株

(2) 発行済株式の総数 93,145,400株
(うち自己株式 9,576株)

(3) 株主数 13,379名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,070	9.73
日本航空株式会社	4,398	4.72
A N Aホールディングス株式会社	4,398	4.72
株式会社日本カストディ銀行 （三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口）	3,484	3.74
株式会社みずほ銀行	3,300	3.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	3,254	3.49
三菱地所株式会社	3,111	3.34
株式会社三菱UFJ銀行	3,068	3.29
大成建設株式会社	2,731	2.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,489	2.67

(注) 持株比率は自己株式(9,576株)を控除して計算しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 C E O	鷹 城 勲	取締役会議長、 エグゼクティブ戦略会議議長	
代表取締役社長 執行役員兼 C O O	横 田 信 秋	経営会議議長、経営管理委員会委員長、 グループ経営会議議長、 コンプライアンス推進委員会委員長、 サステナビリティ委員会委員長、 リスク管理委員会委員長	一般社団法人全国空港事業者協会会長
代表取締役副社長 執行役員	鈴 木 久 泰	社長補佐、渉外業務統括	三愛オブリ株式会社社外取締役
代表取締役副社長 執行役員	大 西 洋	社長補佐、 日本空港ビルグループ C S 推進会議議長、 旅客ターミナル運営統括、 総務グループ統括	小松マテーレ株式会社社外取締役
取締役副社長 執行役員	田 中 一 仁	経理・経営企画グループ統括、 事業開発推進統括、 サステナビリティ推進統括	
専務取締役 執行役員	小 山 陽 子	事業開発推進本部長、 旅客ターミナル運営本部長（施設管理グループ担当）、 社長特命事項担当	羽田みらい開発株式会社社外取締役 熊本国際空港株式会社社外取締役
専務取締役 執行役員	藤 野 威	事業開発推進本部長（新規事業等担当）、 旅客ターミナル運営本部長（リテール営業グループ担当）、 社長特命事項担当	
常務取締役 執行役員	松 田 圭 史	企画管理本部副本部長（経理・経営企画グループ担当）、 事業開発推進本部副本部長（事業開発全般担当）、 社長特命事項担当	
取 締 役	木 村 恵 司		三菱地所株式会社特別顧問 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役 一般社団法人日本ビルデング協会連合会会長
取 締 役	福 澤 一 郎		A N A ホールディングス株式会社常勤監査役 全日本空輸株式会社監査役
取 締 役	川 俣 幸 宏		京浜急行電鉄株式会社取締役社長（代表取締役）社長執行役員
取 締 役	斎 藤 祐 二		日本航空株式会社代表取締役副社長執行役員 グループCFO
取 締 役 (監査等委員)	柿 崎 環		明治大学法学部教授 三菱食品株式会社社外取締役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社秋田銀行社外取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	武田 涼子		シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 公益財団法人国際民商事法センター評議員 アルコニックス株式会社社外監査役 電気興業株式会社社外取締役 学校法人駒澤大学学外理事
取締役 (監査等委員)	岩崎 賢二		総合警備保障株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち木村恵司、福澤一郎、川俣幸宏、斎藤祐二、柿崎環、武田涼子及び岩崎賢二の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役木村恵司、取締役川俣幸宏、取締役柿崎環、取締役武田涼子及び取締役岩崎賢二の各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員柿崎環氏は、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの専門家として、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員武田涼子氏は、弁護士であり法務に関する相当程度の知見を有するものであり、また、公認不正検査士の資格を保有し、弁護士として会計に係る案件に関与された経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員岩崎賢二氏は、東京海上日動火災保険株式会社の経営企画部門での経験など、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員会を補助する者として2名の監査等特命役員を配置しており、重要な会議への参加及び重要書類の閲覧等を行い監査に必要な情報を収集し、監査等委員会と意見交換を行うなど情報の共有化と相互に連携をしているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査の更なる実効性向上のため、常勤の監査等委員を選定する予定です。
7. 取締役木村恵司氏が兼職しております株式会社マツキヨココカラ＆カンパニー及び一般社団法人日本ビルディング協会連合会と当社との間には特別な関係はありません。
8. 取締役福澤一郎氏が兼職しておりますANAホールディングス株式会社は、当社の株主です。
同社のグループ会社であり、同氏が兼職しております全日本空輸株式会社と当社との間に賃貸借契約等の取引関係があります。
9. 取締役川俣幸宏氏が兼職しております京浜急行電鉄株式会社は、当社の株主であり、当社との間に施設管理委託等の取引関係があります。
10. 取締役斎藤祐二氏が兼職しております日本航空株式会社は、当社の株主であり、当社との間に賃貸借契約等の取引関係があります。
11. 取締役柿崎環氏が兼職しております京浜急行電鉄株式会社は、当社の株主であり、当社との間に施設管理委託等の取引関係があります。当社と同氏のその他の兼職先との間には特別な関係はありません。
12. 取締役武田涼子氏が兼職しておりますシティユーワ法律事務所、公益財団法人国際民商事法センター、アルコニックス株式会社、電気興業株式会社及び学校法人駒澤大学と当社との間には特別な関係はありません。
13. 取締役岩崎賢二氏が兼職しております総合警備保障株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
14. 代表取締役副社長執行役員鈴木久泰氏は、2025年4月1日付けで、取締役執行役員となりました。
15. 代表取締役会長兼CEO鷹城勲氏は、2025年5月9日付けで、辞任により退任いたしました。
16. 代表取締役社長執行役員兼COO横田信秋氏は、2025年5月9日付けで、辞任により退任いたしました。
17. 取締役副社長田中一仁氏は、2025年5月9日付けで、代表取締役社長に選定されました。

18. 「1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおり、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な対応が行われていた事実が判明しました。
監査等委員岩崎賢二氏、柿崎環氏及び武田涼子氏は、本件事案について事前に認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において、ガバナンス及びコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行っており、また、本件事案の認識後は、特別調査委員会の委員として、本件事案の事実関係の解明並びに原因分析及び再発防止策の提言を行うなど、その職責を果たしております。
取締役木村恵司氏、福澤一郎氏、川俣幸宏氏及び斎藤祐二氏は、本件事案について事前に認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会において、ガバナンス及びコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、本件事案の認識後は、徹底した調査、真因の分析及び再発防止策の必要性や重要性を強調する発言等を行うなど、その職責を果たしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬等		業績連動ではない 非金銭報酬	
			賞与 (金銭報酬)	株式報酬 (非金銭報酬等)		
取締役（監査等委員を除く。）	474,831	313,800	94,280	33,375	33,375	13
（うち社外取締役）	(40,800)	(40,800)	(-)	(-)	(-)	(5)
取締役（監査等委員）	32,400	32,400	-	-	-	3
（うち社外取締役）	(32,400)	(32,400)	(-)	(-)	(-)	(3)

(注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬には、役員賞与引当金繰入額として取締役分（社外取締役及び監査等委員を除く。）を93,300千円計上しております。
3. 非金銭報酬等には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）の固定報酬と業績連動報酬の割合は、当社と関連する業種・業態の企業及び当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとしております。なお、社外取締役及び監査等委員については、月次の固定報酬のみの構成としております。

業績連動報酬は短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬から構成され、短期業績連動報酬の額は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）においては、中期経営計画等の経営戦略との整合性を図るとともに、株主利益との連動性を図る観点から、連結の営業収益、営業損益、経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益を指標とし、予算達成状況等を総合的に勘案して算出しております。これらに加えて、専務取締役執行役員以下においては、該当事業年度の重要施策等に基づき担当に沿って設定した個別の目標の達成状況に応じた報酬としております。

当事業年度における短期業績連動報酬に係る指標の目標は、連結の営業収益、営業損益、経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益の予算達成としております。

当事業年度の連結の営業収益、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は下記のとおりです。

	営業収益 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当事業年度	269,923	38,557	35,723	27,470

また、2024年6月26日開催の当社第80回定時株主総会決議により導入された株式報酬制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用しております。中長期業績連動報酬は、非金銭報酬であり、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲を高めるため、対象となる取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間及び中期経営計画における業績目標のための重要な財務指標及び非財務指標その他の取締役会が定める指標の目標達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度としております。業績連動ではない非金銭報酬は、対象となる取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度としております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2022年6月24日開催の第78回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名（うち社外取締役4名）について、年額450百万円（うち社外取締役48百万円）であります。また、同定時株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は、監査等委員である取締役3名について、年額80百万円であります。

2024年6月26日開催の第80回定時株主総会において、株式報酬制度に係る報酬枠の設定について決議しており、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及

び執行役員（国内非居住者を除く。）に交付される当社株式の総数は、対象期間（原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度）ごとに、350百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額（1事業年度について350百万円。なお、当初の対象期間は、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度）、交付等を行うことができる当社株式等の数の上限は、各対象期間について、7.8万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数とし、原則として退任後に当社株式等を交付等することを決議しております。なお、第80回定時株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名（うち社外取締役4名）であり、本制度の対象となる取締役は8名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（ア）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、報酬諮問委員会の具申を受けたのち、取締役会にて審議・検討し、（イ）に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「本決定方針」といいます。）を決定しております。

（イ）本決定方針の内容の概要（2025年3月31日時点）

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定について、取締役の中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高め、その決定プロセスにおいては、客観性・透明性を確保することを基本方針としております。この基本方針は、報酬諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて審議・検討し、決定しております。

当社の取締役（監査等委員を除く。以下、（イ）において同じ。）（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬と業績連動報酬及び業績連動ではない非金銭報酬により構成し、業績連動報酬は短期業績連動報酬と中長期業績連動報酬で構成します。また、固定報酬と業績連動報酬の割合は、当社と関連する業種・業態の企業及び当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとします。なお、社外取締役については、月次の固定報酬のみの構成とします。

当社の各取締役の個人別の報酬額は、取締役会決議による一任を受けた代表取締役会長兼CEO鷹城勲が決定しますが、当該権限が適切に行使されるように、報酬原案を報酬諮問委員会に諮り、その具申を踏まえて取締役会で審議を行い、十分な透明性、妥当性及び客観性を確保した上で決定しております。

当社の各取締役の固定報酬の額は、当社と関連する業種・業態の企業及び当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、総合的に勘案し、報酬諮問委員会の具申を受けたのち、取締役会での審議を経て、役位に応じて決定します。

短期業績連動報酬の額は、当社の取締役（社外取締役を除く。）においては、中期経営計画等の経営戦略との整合性を図るとともに、株主利益との連動性を図る観点から、連結の営業収益、営業損益、経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益を指標とし、予算達成状況等を総合的に勘案して算出します。これらに加えて、専務取締役執行役員以下においては、該当事業年度の重要施策等に基づき担当に沿って設定した個別の目標の達成状況に応じた報酬とします。

中長期業績連動報酬は、非金銭報酬であり、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを活用します。これは、対象となる取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間及び中期経営計画における業績目標のための重要な財務指標及び非財務指標その他の取締役会が定める指標の目標達成度等に応じて算定される

ポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を交付及び給付する制度です。

取締役の個人別の報酬等のうち業績連動ではない非金銭報酬の内容及び非金銭報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針業績連動ではない非金銭報酬についても、上記役員報酬BIP信託の仕組みを活用します。取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間に応じて付与されるポイント数に応じた数の当社株式等を交付及び給付します。

固定報酬は月次で支給し、短期業績連動報酬は年次で支給し、中長期業績連動報酬及び業績連動ではない非金銭報酬は退任時に支給します。中長期業績連動報酬及び業績連動ではない非金銭報酬については、取締役による重大な非違行為が判明した場合等には、当該取締役に對して付与したポイントを一部あるいは全部没収（マルス）し、あるいは、当該取締役に對し、交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が本決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、月次の固定報酬と年次の業績連動報酬で構成された報酬原案を報酬諮問委員会に諮っております。なお、社外取締役に對しては、月次の固定報酬のみの構成としております。取締役会は、報酬諮問委員会が本決定方針との整合性を含め多角的な視点から検討し具申を行い、取締役会がその具申を踏まえて審議を行い、取締役会決議による一任を受けた代表取締役会長兼CEOが決定していることから、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容について、本決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月26日開催の取締役会にて、代表取締役会長兼CEO（取締役会議長・エグゼクティブ戦略会議議長）鷹城 勲に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を一任する旨の決議をしております。

その一任された権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く。）の報酬等に関し固定報酬の額を決定し、連結の予算達成状況等に応じ、専務取締役執行役員以下においては個別目標の達成状況の評価も踏まえた、業績連動報酬の額の決定であり、一任した理由は、連結業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員を除く。）の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼CEOが最も適していると考えたからであります。当該権限が代表取締役会長兼CEOによって適切に行使されるようにするため、各取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による報酬総額の限度内にて、月次の固定報酬と年次の業績連動報酬で構成された報酬原案を報酬諮問委員会に諮り、その具申を踏まえて、取締役会で審議を行い、十分な透明性、妥当性及び客観性を確保した上で、取締役会による一任を受けた代表取締役会長兼CEOが決定しております。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	木 村 恵 司	取締役会13回のうち12回に出席し、主に不動産事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。
取締役	福 澤 一 郎	取締役会13回のうち13回に出席し、主に航空運送事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。
取締役	川 俣 幸 宏	取締役会13回のうち12回に出席し、主に交通事業や不動産事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。
取締役	斎 藤 祐 二	取締役会10回のうち10回に出席し、主に航空運送事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員)	柿 崎 環	取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、内部統制やコーポレート・ガバナンスなどに関する高い見識を活かし、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待されていたところ、その見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	武 田 涼 子	取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待されていたところ、その見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	岩 崎 賢 二	取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に損害保険事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待されていたところ、その経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。

- (注) 1. 取締役斎藤祐二氏につきましては、2024年6月26日就任後の状況を記載しております。
2. その他、取締役（監査等委員）柿崎環、武田涼子及び岩崎賢二の3氏は、「1-1.企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおり、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な対応が行われていた事案において、特別調査委員会の委員を務めました。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬
64百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
95百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である普通社債の発行に係るコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の会社支配に関する基本方針及び会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み、並びに会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの各概要は以下のとおりです。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様へ委ねられるべきものであると考えます。

当社は羽田空港において、航空系事業として国内線ターミナルの建設、管理運営を行い、2018年4月には東京国際空港ターミナル株式会社を連結子会社化し、国内線・国際線ターミナルを一体的に運用することで、より一層の効率的なターミナル運営会社として事業を行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空業界の急速な発展に即応したターミナルビルの拡充整備に努めており、また、これまで培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

また、当社は中長期的な増加が見込まれる訪日外国人による国内消費を取り込む施策を実施し、これらを支える、新たな価値を創造する環境の整備や株主・投資家に対する対話機会の拡大と各施策の確実性を高めるために組織・ガバナンスの再編・強化を図りながら、中期経営計画を邁進してまいります。

当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。その詳細については、(3) ②をご参照ください。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様へメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記(3)で記載するもののほか、以下の取り組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

① 中期経営計画に基づく取り組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注する

とともに、お客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループC S 理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めております。

② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外役員を選任しております。当社は、従来監査役会設置会社でしたが、2022年6月24日開催の第78回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行しました。原則毎月1回開催される取締役会は、取締役15名（うち、常勤取締役8名、独立社外取締役5名を含む非常勤の社外取締役7名）で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。監査等委員会は独立社外取締役3名から構成され、監査等委員である取締役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視できる体制となっております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らし、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）により、大規模買付行為が行われる場合に関して大規模買付ルールを定めることとし、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続きについて定めております。これをもって、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとしております。

① 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

当社取締役会は、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の決議（以下「不発動決議」といいます。）の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

② 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、定められた手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情報提出手続等を経て、当社取締役会が下記②（カ）に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

（ア）大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を事前に当社に対して提出していただきます。

（イ）大規模買付行為に関する情報の提出

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出いただく情報の項目を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者には、情報リストに基づき、株主の皆様のご判断及び下記②（エ）の独立委員会の検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付行為に関する情報」といいます。）を当社にご提出いただきます。

(ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ) 独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、独立委員会検討期間として定められた期間内に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

大規模買付者は、独立委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、当社取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告する決議（以下「不発動勧告決議」といいます。）を行うものとします。

(オ) 株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、上記②（オ）に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、特定株主グループの行使に制約が付された新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

③ 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(4) 取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本対応方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員 の地位の維持を目的とするものでもありません。

- ① 本対応方針は、2023年6月28日開催の第79回定時株主総会においてその基本的内容につき、株主の皆様 の事前承認を受けております。当該株主総会の承認は、当該定時株主総会から3年を有効期間とします。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- ② 本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととしています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。
- ③ 当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。
- ④ 本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める適法性の要件及び合理性の要件を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。さらに、経済産業省公正な買収の在り方に関する研究会2023年8月31日付報告書「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則に則っております。

(5) その他

本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」の本文をご覧ください。

（参考URL <https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/ir/>）

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第81期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	130,933
現金及び預金	85,908
売掛金	27,387
商品及び製品	11,148
原材料及び貯蔵品	328
その他	6,310
貸倒引当金	△150
固定資産	339,021
有形固定資産	268,165
建物及び構築物	213,383
機械装置及び運搬具	12,391
土地	12,907
リース資産	1,013
建設仮勘定	16,184
その他	12,285
無形固定資産	30,627
ソフトウェア	4,211
借地権	25,981
その他	434
投資その他の資産	40,228
投資有価証券	22,766
長期貸付金	449
繰延税金資産	11,555
退職給付に係る資産	2,224
その他	3,682
貸倒引当金	△449
資産合計	469,955

科目	第81期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	69,053
買掛金	13,496
短期借入金	14,358
未払費用	15,600
未払法人税等	4,615
賞与引当金	2,903
役員賞与引当金	356
その他	17,722
固定負債	202,554
社債	56,832
長期借入金	134,541
リース債務	664
株式給付引当金	458
繰延税金負債	518
退職給付に係る負債	4,551
資産除去債務	644
その他	4,342
負債合計	271,608
純資産の部	
株主資本	183,235
資本金	38,126
資本剰余金	54,083
利益剰余金	92,678
自己株式	△1,653
その他の包括利益累計額	4,148
その他有価証券評価差額金	3,103
繰延ヘッジ損益	69
為替換算調整勘定	198
退職給付に係る調整累計額	776
非支配株主持分	10,963
純資産合計	198,347
負債及び純資産合計	469,955

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第81期
	2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
営業収益	269,923
家賃収入	20,693
施設利用料収入	60,259
その他の収入	25,484
商品売上	147,403
飲食売上	16,082
売上原価	96,397
商品売上原価	87,317
飲食売上原価	9,079
営業総利益	173,526
販売費及び一般管理費	134,969
人件費	26,575
物件費	80,265
減価償却費	28,127
営業利益	38,557
営業外収益	2,688
受取利息	119
受取配当金	464
持分法による投資利益	998
工事負担金	220
受取手数料	317
雑収入	567
営業外費用	5,521
支払利息	3,401
固定資産除却損	1,302
雑損失	818
経常利益	35,723
特別利益	153
国庫補助金	153
特別損失	693
投資有価証券評価損	598
固定資産圧縮損	95
税金等調整前当期純利益	35,183
法人税、住民税及び事業税	6,619
法人税等調整額	△12,085
当期純利益	40,648
非支配株主に帰属する当期純利益	13,178
親会社株主に帰属する当期純利益	27,470

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第81期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	113,571
現金及び預金	35,867
売掛金	44,074
商品	6,497
貯蔵品	6
前払費用	549
未収入金	15,655
短期貸付金	5,500
その他	5,420
固定資産	232,813
有形固定資産	159,641
建物	117,718
構築物	676
機械装置	3,871
車両運搬具	15
器具備品	8,162
土地	12,847
リース資産	625
建設仮勘定	15,724
無形固定資産	4,114
ソフトウェア	3,699
施設利用権	45
ソフトウェア仮勘定	369
投資その他の資産	69,057
投資有価証券	22,772
関係会社株式	23,781
その他の関係会社有価証券	940
長期貸付金	9,013
長期前払費用	18
繰延税金資産	10,273
差入敷金保証金	1,486
前払年金費用	241
その他の投資等	530
資産合計	346,384

科目	第81期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	91,795
買掛金	10,259
短期借入金	3,661
リース債務	343
未払金	16,745
未払法人税等	3,281
未払費用	12,559
前受金	2,210
預り金	37,169
賞与引当金	766
役員賞与引当金	93
その他	4,703
固定負債	100,101
社債	42,000
長期借入金	45,077
関係会社事業損失引当金	8,112
リース債務	343
株式給付引当金	189
退職給付引当金	560
預り敷金保証金	3,374
資産除去債務	334
その他	109
負債合計	191,896
純資産の部	
株主資本	151,696
資本金	38,126
資本剰余金	54,131
資本準備金	41,947
その他資本剰余金	12,184
利益剰余金	61,091
利益準備金	1,716
その他利益剰余金	59,374
配当平準準備金	4,560
別途積立金	59,200
繰越利益剰余金	△4,385
自己株式	△1,653
評価・換算差額等	2,791
その他有価証券評価差額金	2,791
純資産合計	154,487
負債及び純資産合計	346,384

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第81期
	2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
営業収益	171,658
家賃収入	27,147
施設利用料収入	23,395
その他の収入	30,331
商品売上	90,784
売上原価	56,743
商品売上原価	56,743
営業総利益	114,914
販売費及び一般管理費	100,212
人件費	5,959
物件費	80,069
減価償却費	14,182
営業利益	14,702
営業外収益	3,450
受取利息	1,615
受取配当金	742
雑収入	1,092
営業外費用	1,967
支払利息	794
社債利息	167
固定資産除却損	503
雑損失	502
経常利益	16,185
特別利益	483
関係会社事業損失引当金戻入額	329
国庫補助金	153
特別損失	985
関係会社事業損失引当金繰入額	389
固定資産圧縮損	95
投資有価証券評価損	500
税引前当期純利益	15,683
法人税、住民税及び事業税	5,063
法人税等調整額	△580
当期純利益	11,200

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 森 允 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本空港ビルデング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

日本空港ビルディング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 和 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 森 允 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本空港ビルディング株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査等委員会の職務を補助すべき者である監査等特命役員、及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

また、事業報告記載のとおり、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な対応が行われていた事実が判明したため、特別調査委員会を組織し、事実関係の解明等の調査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人に当該内部統制の評価及び監査の状況について、必要に応じて説明を求め、報告を受けております。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した監査の方針、監査計画等に従い、監査等特命役員と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、監査等特命役員、及びその他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等特命役員から重要な決裁書類等の閲覧結果に関する報告を受け、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を監査等特命役員及び内部監査部門と連携の上調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、事業報告記載のとおり、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な対応が行われていた事実（以下「当該事実」）が判明しました。監査等委員会としては再発防止策の検討及び実施に向けた会社の取組みを注視し、その取組状況を、引き続き監視・検証して参ります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。しかしながら、上記のとおり、本件事案が発生したことから、当該内部統制システムには改善すべき点があると認めます。監査等委員会としては、本件事案の再発防止策の検討及び実施状況を含むグループ全体のガバナンス強化及びコンプライアンス遵守に向けた取組みについて、引き続き監視・検証して参ります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

日本空港ビルデング株式会社 監査等委員会

監査等委員 岩 崎 賢 二 ㊞

監査等委員 柿 崎 環 ㊞

監査等委員 武 田 涼 子 ㊞

※監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

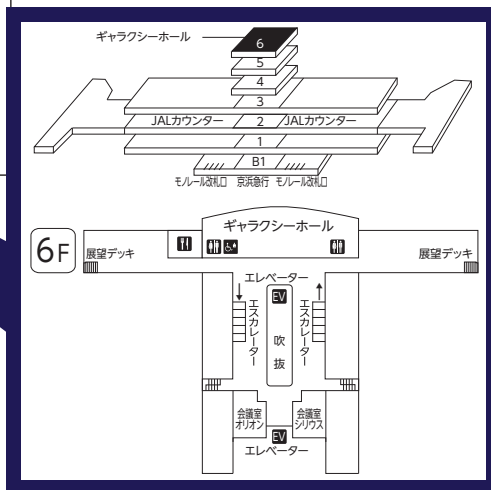
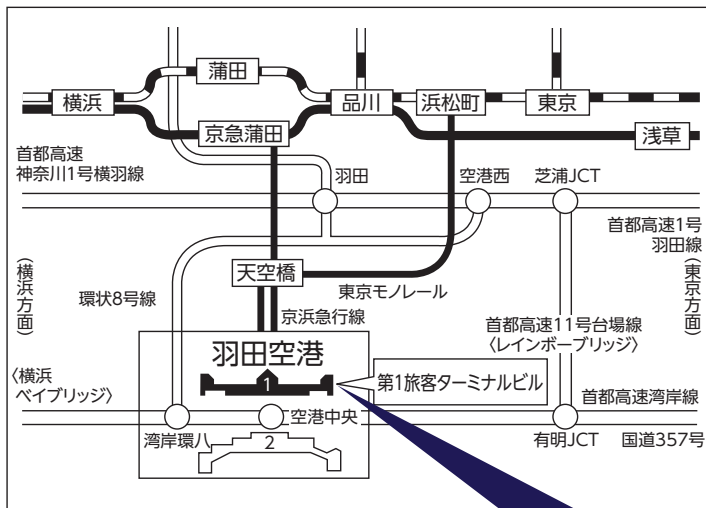
会 場

第1旅客ターミナルビル 6階「ギャラクシーホール」
東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 TEL (03) 5757-8181

交 通

東京モノレール ①「羽田空港第1ターミナル」駅下車 徒歩3分
京浜急行線 ②「羽田空港第1・第2ターミナル」駅下車 徒歩3分

※専用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。